

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月2日

【会社名】 東洋ゴム工業株式会社

【英訳名】 Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 隆 史

【本店の所在の場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 櫻 本 保

【最寄りの連絡場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 櫻 本 保

【縦覧に供する場所】 東洋ゴム工業株式会社 東京支店
(東京都千代田区岩本町3丁目1番2号)
東洋ゴム工業株式会社 名古屋事務所
(愛知県みよし市打越町生賀山3)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年3月29日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額 3,174,835,575円
効力発生日
平成30年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、モビリティ分野をビジネスの中核とする「中計'17」を飛躍へ挑戦するターニングポイントと捉えており、グローバル業容拡大とブランドステータス強化による企業価値の向上をさらに加速させることを目的として、現行定款第1条（商号）を変更し、当社の商号をTOYO TIRE株式会社（英文：Toyo Tire Corporation）とするものであります。

なお、第1条の変更につきましては、平成31年1月1日をもってその効力を生じるものとする旨の経過措置を附則に設け、効力発生をもって当該附則を削除するものいたします。

第3号議案 取締役6名選任の件

清水隆史、多田羅哲夫、高木康史、櫻本保、森田研、武田厚の6名を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成割合及び 決議の結果
第1号議案 剰余金処分の件	1,026,105	395	18,654	(注)1	97.26% 可決
第2号議案 定款一部変更の件	1,025,690	810	18,654	(注)2	97.22% 可決
第3号議案 取締役6名選任の件					
清水 隆史	1,020,280	6,218	18,654	(注)3	96.71% 可決
多田羅哲夫	1,017,300	9,200	18,654		96.43% 可決
高木 康史	1,021,788	4,712	18,654		96.85% 可決
櫻本 保	1,021,776	4,724	18,654		96.85% 可決
森田 研	1,021,021	5,480	18,654		96.78% 可決
武田 厚	1,020,995	5,506	18,654		96.78% 可決

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。